

学文第 587号
令和5年2月21日

山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県知事 吉村 美栄子

諮 問 書

下記について、山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）第37条第2項第1号の規定に基づき、諮問します。

記

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号）の公布に伴い、別紙のとおり、山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和2年3月県規則第21号）第9条第1項第4号及び第5号の改正を行うこと。

山形県公文書等の管理に関する条例施行規則新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
<p>○山形県公文書等の管理に関する条例施行規則 令和2年3月27日山形県規則第21号 (保存期間の延長)</p> <p>第9条 実施機関は、条例第5条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる公文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該公文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する公文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) <u>山形県情報公開条例第4条第1項の規定による開示の請求があったもの</u> 同条例第7条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5) <u>山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第11条第1項の規定による開示の請求又は同条例第17条第1項の規定による訂正の請求があったもの</u> 同条例第13条第1項（同条例第19条において準用する場合を含む。）の決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>2 ー略ー</p>	<p>○山形県公文書等の管理に関する条例施行規則 令和2年3月27日山形県規則第21号 (保存期間の延長)</p> <p>第9条 実施機関は、条例第5条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる公文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該公文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する公文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) <u>山形県情報公開条例第4条第3項に規定する開示請求があったもの</u> 同条例第7条第3項に規定する開示等決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第2項又は第90条第2項に規定する開示請求又は訂正請求があったもの</u> 同法第78条第1項第4号又は第94条第1項に規定する開示決定等又は訂正決定等の日の翌日から起算して1年間</p> <p>2 ー略ー</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号）附則第2項の規定による廃止前の山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第11条第1項の規定による開示の請求又は同条例第17条第1項の規定による訂正の請求があった山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）第5条第5項に規定する公文書ファイル等の保存期間の延長については、改正前の第9条第1項第5号の規定は、なおその効力を有する。</u></p>